

顧問先各位

&lt;ご一読推薦者&gt;

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 消費税 10% 引き上げに伴う

### 住宅取得資金の贈与税非課税枠拡大

第152号でもお伝えしました通り、令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げられました。これに伴って、直系尊属から住宅取得資金等の贈与を受けた場合の非課税特例における非課税限度額が拡大されました。

◎制度のあらまし

平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

この非課税枠が、住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合には下記のとおり拡大されます。

◎非課税限度額

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	A. 右記以外の場合 (従前の非課税枠)		B. 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～令和2年3月31日 (※)	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日～ 令和3年12月31日	800万円	300万円	1,200万円	700万円

※契約の締結日開始時期：Aは平成28年4月1日、Bは平成31年4月1日

制度利用には、受贈者や取得する住宅等に一定の要件があります。また、贈与税が0円であっても、制度利用について贈与税の申告が必要となります。当事務所にて申告業務を承っております。要件の確認も含め、お気軽にお問い合わせください。